

食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改正案に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
危害が発生するおそれがない場合について	
<p>追加の第4条において「消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるとき」が明記されたが、ここだけを切り取って読むと、「法令で規定する『消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合』」とは、それ以降に記載された場合のみと読めてしまいます。そのような誤認が起きないように、第4条の最後は、「…おそれがないことが確認されたとき等とする。」のようにしてはどうかと考えます。</p>	<p>追加した第4条の規定にある、食品表示法の一部を改正する法律による改正後の食品表示法第十条の二第一項に規定する「消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるとき」とは、「同項に規定する食品の販売の相手方（消費者を含む。）が特定されている場合」、かつ、「当該食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたとき」と規定しています。</p> <p>解釈に誤りが生じないように、届出の要否の具体例については、今後、通知等により示してまいります。</p>
<p>本内閣府令の一部改正案には、健康危害に関わる表示違反品を回収する場合でも、「当該食品を販売した消費者等に連絡が可能」かつ「消費者の飲食を防げる」場合は、行政への届け出は不要である旨が記載されています。</p> <p>しかし世間では、健康危害のリスクがない場合でも自主回収し、喫食可能な食品も廃棄されている場合が見受けられます。例えば、適正使用した添加物の健康リスクにつながらない表示漏れ、アレルゲンに関わらない原材料表示の欠落や、消費者に誤認を生じさせない誤字脱字等がそれにあたります。あくまでも事業者の”自主回収”ではありますが、食品ロス削減の観点から、行き過ぎた自主回収による食品廃棄の抑制も同時に考慮しておくべきと考え、以下2点の御検討をお願いします。</p> <p>食品ロス削減の観点から、健康危害のリスクがないため回収不要となる</p>	<p>本制度は、食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（以下「食品表示法第6条第8項内閣府令」という。）で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていないものを事業者自らの判断により回収した場合に、行政に対する自主回収した旨の届出を義務付けたものです。</p> <p>なお、届出の要否の具体例については、今後、通知等により示してまいります。</p>

<p>場合があることを明記してください。</p> <p>食品事業者から報告を受ける行政機関の判断に差異が生じにくいよう、健康危害のリスクがない場合は回収不要となる等、判断基準及び対応について、Q&A等で示してください。</p>	
<p>消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合の規定について、本内閣府令第1条の各号に定めるもの以外が基本的には対象と考えられます。しかしながら、第1条各号に該当しても、危害が発生するおそれのないもの、例えば原材料などに含まれないアレルゲンを誤記載した場合や本来の期限よりも短い消費期限又は賞味期限を表示した場合などについては、届出の必要が無いと考えられるため、内閣府令上明記すべきです。</p> <p>食品ロスの削減の推進に関する法律が制定され、食品ロスの削減が国家的な課題となる中で、不必要な食品回収が抑制されるよう、届出の必要が無い、危害が発生するおそれのない場合を内閣府令上に明記すべきです。</p>	<p>本制度は、食品表示法第6条第8項内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていないものを事業者自らの判断により回収した場合に、行政に対する自主回収した旨の届出を義務付けたものです。</p> <p>例として挙げていただいた①「原材料などに含まれないアレルゲンを誤記載した場合」、②「本来の期限よりも短い消費期限又は賞味期限を表示した場合」、③「実際の保存温度より低い温度を表示した場合」については、改正後の食品表示法第10条の2第1項の「第六条第八項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品」に該当しないと考えています。</p>
<p>第4条に消費者の生命又は身体に対する危害が発生する恐れがない場合を加えるということですが、第1条において消費者の生命又は身体に対する危害が発生する恐れがない場合が多々含まれています。たとえば消費期限や賞味期限を実際よりも短く表示しても危害が発生することはありません。第4条に具体的に危害が発生する恐れのない場合について明記することを要望します。</p>	<p>また、「名称」の単純な誤記がどのようなものを想定されているか、分かりかねますが、「名称」の表示の不備は、特定原材料、食品を安全に摂取をするために加熱を要するかどうかの別、などについて、誤認を与えた場合、健康危害が発生するおそれがあると整理しています。</p> <p>なお、届出の要否の具体例については、今後、通知等により示してまいります。</p>
<p>実際の期限よりも短い期限を表示した場合や実際の保存温度より低い温度を表示した場合は、消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれはないと考えられますが、内閣府令案の文中では読み取れないため、法6条8項のように「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図る必要のあるもの」を対象とする旨を明記すべきです。</p> <p>法により解釈できる形（内閣府令）で明記されない場合、上述の案件等に対して、事業者が自主回収を行うときは届出義務が生じるということ</p>	

<p>よいのでしょうか。</p>	
<p>本府令第一条の一～十四に示される事項において、表示が不適正であっても、「消費者の生命または身体に対する危害が発生するおそれが無い」事例が想定されます。例えば、「一、名称」の単純な誤記、「二、保存の方法」で常温保存可能な食品に冷蔵保存と表示した場合、「三、消費期限又は賞味期限」を表示すべき期限より短く表示した場合、「四、アレルゲン」で当該製品に含まれないアレルゲンを表示した場合などが考えられます。これらも本府令で直接、あるいは別途施行通知等で例示してください。平成27年3月20日付「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針」においても、回収等の命令の要件から除外される場合として「消費期限及び賞味期限」、「保存方法」の例示がなされており、本府令と整合性が図られるべきです。</p>	
<p>「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」（平成27年3月20日付）において、表示違反事業者に対して「直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）」を求めています。一方、「食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令の制定について」（令和元年12月27日付）別紙においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）の趣旨に鑑み、食品衛生上の危害の発生のおそれがなく、まだ食べることができる食品がむやみに回収され無駄に廃棄されるなど、本制度が過剰な自主回収を誘発することのないように留意すること」とされています。本府令改正に当たり、「危害の発生の恐れが無いもの」は、上記指針で「商品の撤去」対象外とするよう見直しを要望します。</p>	<p>危害の発生のおそれなくとも、食品表示基準違反である表示の是正は必要です。</p> <p>「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」でいう「直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）」とは、食品表示法第5条の「食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。」との規定に基づくものであり、仮に不適正な表示があった場合でも、商品の撤去だけに限らず、例えばラベルの貼り替え等による是正の後に、再び販売されることを妨げるものではありません。</p>
<p>今般の届出制の創設を踏まえ、消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合をQ&A等により明確化し、食品ロス削減の観点からも届出の必要がないものは極力回収せずに済むよう、「食品表示法第4条</p>	<p>届出の要否の具体例については、今後、通知等により示してまいります。</p> <p>なお、本届出制度の対象とならないものであっても食品表示基準違反で</p>

<p>第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」における「表示の修正・商品の撤去」について、危害が発生するおそれのないものは対象外とするよう、見直しを行ってください。</p>	<p>あることには変わらず、例えば産地表示の誤り等も本届出制度の対象外であり、軽微な表示ミスか否かは届出対象か否かとは直接関係ございません。</p> <p>「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」でいう「直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）」とは、食品表示法第5条の「食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。」との規定に基づくものであり、仮に不適正な表示があった場合でも、商品の撤去だけに限らず、例えばラベルの貼り替え等による是正の後に、再び販売されることを妨げるものではありません。</p>
<p>期限が過ぎた食品であっても、事業者が回収を行う場合にあっては届出の義務が生じるのでしょうか。食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（以下「共同命令」という。）のように、「消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合」は届出義務の対象から除外する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>食品衛生法と食品表示法では、規制の目的や違反とする事項が異なることから、制度においても多少異なる点がございます。しかしながら、届出の要件が異なることで混乱が生じないように、食品表示法における自主回収届出制度に係る届出の要否の具体例については、今後、通知等により示してまいります。</p>
<p>届出義務の対象から除外される「消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合」について、共同命令では、「不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できる場合」と「消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合」のいずれかに該当する場合とされていますが、内閣府令案ではその条件をそろえていないのはなぜでしょうか。条件をそろえない場合、届出の必要性について判断する際に煩雑になると思われます。</p>	
<p>2019年09月30日から10月29日まで厚生労働省が意見募集していた「食品衛生法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令案」には、営業者が回収に着手する時点において、「当該食品を販売した消費者等に連絡が可能」若しくは「消費者の飲食</p>	

<p>を防げる」場合は、行政への届出は不要である旨が記載されています。つまり、「当該食品を販売した消費者等に連絡が可能」と「消費者の飲食を防げる」の2要件どちらか1つで報告不要ということです。しかし今回の食品表示法での2要件とも満たす場合に行政への届出は不要であることとそごが生じております。</p> <p>今後、各保健所ではどちらで対応するか判断しづらくなりますので、食品衛生法と同じ要件としてください。</p>	
<p>食品表示法で報告義務の対象とするのは、安全に関する表示の誤りが対象とされており、具体的に届出対象となる食品表示基準違反は、アレルギー、消費期限などの欠落や誤表示であるとされています。これまでの制度周知資料などでもその旨がはっきりと示されています。</p> <p>「食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令の制定について」（令和元年12月27日付）別紙において、「なお、法上の問題のない単なる商品の入れ違いや品質に関する事等の情報は、行政が事故情報として把握・整理する理由に乏しく、むしろ健康被害に結びつく情報を埋没させる懸念があることから届出の対象としていない」と明記されています。</p> <p>「また、食品ロスの削減の推進に関する法律の趣旨に鑑み、食品衛生法上の危害の発生のおそれがなく、まだ食べることができる食品がむやみに回収され無駄に廃棄されるなど、本制度が過剰な自主回収を誘発することのないように留意すること」とも明記されています。</p> <p>この通知に逸脱しないよう、原料原産地表示や栄養成分表示などの誤表示等は届出対象にならないことを、施行通知の段階で同様に明示してください。もし、厚労省、消費者庁の施行通知で解釈が異なることになれば、事業者、消費者の混乱を招きます。</p>	<p>食品表示法における自主回収届出制度に係る届出の要否の具体例については、今後、通知等により示してまいります。</p>
<p>表示することを推奨している「特定原材料に準ずるもの」の取扱いをQ&Aで示す等、明確にしてください。なお、届出義務の項目ではありません</p>	

<p>が、任意での届出を促す必要があると考えます。</p>	
<p>その他</p>	
<p>今回創設される食品リコール制度の情報は、消費者にとっても大事な拠り所となります。</p> <p>新制度において、「回収の必要性が高い重要な事例が埋もれないように」「食品ロス低減に留意するように」「クラス分類が食品のリスクについて消費者の誤認を招かないように」十分に留意してください。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>具体的な運用については、今後、通知等により示してまいります。</p>
<p>クラス分類についてアレルゲンの欠落がクラス1という考え方もありますが、特定の人に対するリスクと言う点からいえば、厚労省と同じクラス1と同じ分類にすると消費者の誤認を招き、風評被害を招く可能性もあります。食品表示法上の事項についてはあえてクラス分けをせず、安全性に関する誤表示の内容を記述するだけでよいという考え方もあります。消費者に対しても食品衛生法とはジャンルが異なることも伝わり、適切な理解が可能となります。</p> <p>こうしたクラス分けについては、厚労省の検討会では公開で検討されていますが、消費者庁は公開で検討がされていません。省令案にも一切示されておらず、十分な検討が行われないまま進められるのは情報開示の観点からも懸念します。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>具体的な運用については、今後、通知等により示してまいります。</p>
<p>先般、パブリックコメントが実施された「食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令」において示された届出関係の規定では、回収の実施状況の報告の規定があり、今般の改正案の第5条では、その規定がありません。事業者にとっては規制強化となるので食品表示法の届出まで回収状況の報告を求めるものではないが、どのような理由で報告を求めないこととしたか御教示ください。</p> <p>なお、実際の届出に当たっては届出項目についてワンストップで出来るよう、両方の届出制度間で表現も精査してください。</p>	<p>令和元年12月27日に公布された共同命令及び食品表示法第6条第8項内閣府令において、報告の規定はあることから不一致は生じておりません。</p> <p>また、詳細な届出項目については、事業者の負担にならないよう厚生労働省と連携して対応してまいります。</p>